

○県立特別支援学校管理規則（昭和54年4月1日教育委員会規則第2号）

県立特別支援学校管理規則

昭和五十四年四月一日
教育委員会規則第二号

改正	昭和五五年	四月	一日教育委員会規則 第八号	昭和五六年	三月三十一日教育委員会規則 第三号
	昭和五七年	四月	一日教育委員会規則 第四号	昭和五九年	三月二日教育委員会規則 第一号
	昭和五九年	十一月三〇日	教育委員会規則 第九号	昭和六〇年	一月二二日教育委員会規則 第一号
	昭和六〇年	四月	一日教育委員会規則 第一四号	昭和六〇年	一月二二日教育委員会規則 第二七号
	昭和六三年	四月	一日教育委員会規則 第七号	昭和六三年	一月二二日教育委員会規則 第一三号
	平成元年	三月一〇日	教育委員会規則 第五号	平成二年	三月三十一日教育委員会規則 第一〇号
	平成四年	四月	一日教育委員会規則 第九号	平成四年	六月二六日教育委員会規則 第一四号
	平成五年	四月	一日教育委員会規則 第九号	平成六年	四月一日教育委員会規則 第八号
	平成七年	三月三十一日	教育委員会規則 第九号	平成七年	四月一日教育委員会規則 第一三号
	平成八年	七月二六日	教育委員会規則 第一四号	平成九年	四月一日教育委員会規則 第五号
	平成一〇年	九月二五日	教育委員会規則 第一〇号	平成一一年	四月一日教育委員会規則 第一〇号
	平成一一年	六月二五日	教育委員会規則 第一八号	平成一二年	二月二九日教育委員会規則 第七号
	平成一二年	三月三十一日	教育委員会規則 第二〇号	平成一三年	一月五日教育委員会規則 第二号
	平成一三年	三月三〇日	教育委員会規則 第一二号	平成一四年	一月八日教育委員会規則 第五号
	平成一四年	三月一日	教育委員会規則 第八号	平成一五年	三月二八日教育委員会規則 第九号
	平成一六年	三月三〇日	教育委員会規則 第九号	平成一七年	三月一日教育委員会規則 第一号
	平成一七年	三月二九日	教育委員会規則 第一一号	平成一八年	三月三〇日教育委員会規則 第一五号
	平成一九年	三月三〇日	教育委員会規則 第一〇号	平成二〇年	三月四日教育委員会規則 第一号
	平成二〇年	三月三十一日	教育委員会規則 第三号	平成二一年	三月三十一日教育委員会規則 第七号
	平成二二年	三月三十一日	教育委員会規則 第六号	平成二三年	三月三十一日教育委員会規則 第一〇号
	平成二四年	三月三〇日	教育委員会規則 第六号	平成二六年	三月三十一日教育委員会規則 第八号

平成二六年一〇月二一日教育委員会規則 第一三号	平成二七年 三月三一日教育委員会規則 第九号
平成二八年 七月一二日教育委員会規則 第一三号	平成二九年 四月二八日教育委員会規則 第六号
平成三一年 三月二九日教育委員会規則 第五号	令和 三年 三月三一日教育委員会規則 第七号
令和 四年 三月三一日教育委員会規則 第七号	令和 五年 三月三一日教育委員会規則 第七号
令和 五年一〇月三一日教育委員会規則 第一五号	令和 六年 三月二九日教育委員会規則 第四号

県立特別支援学校管理規則

目次

- 第一章 総則（第一条―第四条）
- 第二章 学年、学期及び休業日（第五条―第八条）
- 第三章 教育課程（第九条―第十三条）
- 第四章 教科書及び教材（第十四条―第十六条）
- 第五章 成績の判定及び卒業等の認定（第十七条―第二十三条）
- 第六章 児童生徒等（第二十四条―第四十一条）
- 第七章 職員の組織及び服務（第四十二条―第六十二条）
- 第七章の二 学校評価（第六十二条の二）
- 第八章 施設・設備の管理等（第六十三条―第六十七条）
- 第九章 事務処理（第六十八条―第七十二条）
- 第十章 雑則（第七十三条―第七十五条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この規則は、千葉県の設置する特別支援学校（以下「学校」という。）について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第三十三条に規定する管理運営等の基本的事項に関し必要な事項を定めるものとする。

（校則等の制定）

第二条 校長は、法令及び条例並びにこの規則その他の規則等に違反しない限度において、その所属する学校の管理運営等に関する校則その他の規程を定めるものとする。

2 前項の校則を制定し、又は改廃するときは、あらかじめ千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）の承認を受けるものとする。

（学校の障害種別、部、学科及び生徒等定員）

第三条 学校の教育の対象とする障害種別（以下「障害種別」という。）、部及び学科は、別表第一のとおりとする。

2 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十二条において準用する第五十八条の規定により専攻科を置く学校の高等部並びにその障害種別及び専攻科の学科は、別表第二のとおりとする。

3 幼稚部の幼児及び高等部の生徒の定員は、教育委員会が別に定める。

（修業年限）

第四条 修業年限は、次のとおりとする。

- 一 幼稚部 三年以内
- 二 小学部 六年
- 三 中学部 三年
- 四 高等部 三年
- 五 高等部専攻科 二年又は三年

第二章 学年、学期及び休業日

（学年及び学期）

第五条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 学年を分けて、次の三学期とする。

第一学期 四月一日から七月三十一日まで

第二学期 八月一日から十二月三十一日まで

第三学期 一月一日から三月三十一日まで

3 前項の規定にかかわらず、校長は、教育上必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会に届け出て、学年を分けて、次の二学期とすることができる。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

(休業日)

第六条 休業日(授業を行わない日をいう。以下同じ。)は、次のとおりとする。

一 国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日

二 日曜日及び土曜日

三 県民の日を定める条例(昭和五十九年千葉県条例第三号)に規定する日

四 学年始め休業日 四月一日から四月五日まで

五 夏季休業日 七月二十一日から八月三十一日まで

六 冬季休業日 十二月二十四日から翌年一月六日まで

七 学年末休業日 三月二十五日から三月三十一日まで

八 臨時休業日 校長が教育上特に休業を必要と認めて、あらかじめ教育委員会に届け出た日

2 学年を二学期に分ける学校にあつては、秋季休業日を設けるものとし、その期間は十月一日から十月三日までとする。この場合において、前項第五号中「八月三十一日」とあるのは、「八月二十八日」と読み替えるものとする。

3 校長は、第一項第四号から第七号まで及び前項の休業日については、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、その時期を変更し、又はその日数を通算した範囲内で増減することができる。

4 校長は、教育上必要があるとき、又はやむを得ない特別の事由があるときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けて、休業日に授業を行うことができる。

(非常変災等による臨時休業)

第七条 前条の規定にかかわらず、非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。

2 前項の場合においては、校長は、次の事項を速やかに教育委員会に報告しなければならない。

一 授業を行わない期間

二 非常変災その他急迫の事情の概要とその措置

三 その他校長が必要と認める事項

(振替授業)

第八条 校長は、学校運営上特に必要があると認めた場合には、休業日と授業日を相互に振り替えて授業を行うことができる。

2 校長は、前項の規定により振替授業を行うに当たっては、体育祭、文化祭等の恒例の学校行事に伴う場合を除くほか、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第三章 教育課程

(教育課程の編成)

第九条 教育課程は、この章に定めるもののほか、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領(以下「学習指導要領」という。)及び教育委員会が別に定める基準により、校長が定める。

2 校長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(学年の授業時数)

第十条 学年の授業時数については、校長が定める。

(修学旅行)

第十一条 修学旅行の実施については、教育委員会が別に定める基準によらなければならない。

2 校長は、宿泊を要する修学旅行を行う場合は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(校外行事)

第十二条 教育活動の一環として行う校外行事のうち次に掲げるものについては、教育委員会が別に

定める基準により企画し、これを行うものとする。

- 一 学校以外の施設を利用する実習及び見学
 - 二 運動、技術、芸能等に関する対外競技
 - 三 林間学校、臨海学校、スキー教室、登山その他教育委員会の指定する特別な校外行事
- 2 前項に定める行事（教育関係機関及び教育関係団体の主催又は共催するものを除く。）を宿泊して行う場合には、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（行事の届出）

第十三条 前二条に規定する場合を除くほか、校長は、卒業式その他重要な行事を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

第四章 教科書及び教材

（教科書）

第十四条 小学部及び中学部において使用する教科書は、教育委員会が採択したものでなければならない。

- 2 高等部において使用する教科書は、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科学省が著作の名義を有するものについて、校長の選定に基づき教育委員会が採択するものとする。

（準教科書）

第十五条 教科書の発行されていない教科又は科目については、校長は、教科書に準じて使用する教科用図書（以下「準教科書」という。）を定めるものとする。

- 2 校長は、準教科書を定めるときは、実物一部を添えて、使用しようとする日前三十日までに教育委員会の承認を受けるものとする。

（教材の選定）

第十六条 幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の教育活動の指導のために使用する図書その他の材料（以下「教材」という。）は、校長が教育効果の向上のため有益適切と認めたものでなければならない。

- 2 校長は、教材を児童生徒等に購入使用させるに当たっては、保護者の経済的負担について特に考慮しなければならない。
- 3 前二項に規定するもののほか、教材の使用に関し必要な事項については、校長が定めるものとする。

第五章 成績の判定及び卒業等の認定

（成績の判定）

第十七条 児童生徒等の成績の判定は、担任教員の行つた評価その他の資料及びその意見に基づき、学習指導要領に示されている目標を基準として、校長が行う。

- 2 前項の判定の方法については、校長が定めるものとする。

（科目及び総合的な探究の時間の履修の認定）

第十八条 高等部の生徒（知的障害者を除く。第十八条の二第二項及び第三十三条の二第四項において同じ。）が学校の定める指導計画に従つて受けた授業時数が学年の授業時数の三分の二以上の場合、校長は科目及び総合的な探究の時間の履修を認定するものとする。ただし、特別の事由があるときは、補講その他適切な指導を実施し、その時数を授業時数に算入することができる。

（単位の修得の認定）

第十八条の二 前条の規定により履修を認定された科目及び総合的な探究の時間の成果が、教科及び科目並びに総合的な探究の時間の目標から見て満足できると認められる場合は、校長は、学年末において、当該科目及び総合的な探究の時間について所定の単位を修得したことを認定するものとする。ただし、必要がある場合には、単位の修得の認定を学期の区分ごとに行うことができる。

- 2 校長は、前条及び前項の規定にかかわらず、第三十三条の二第二項の規定により留学を許可した高等部の生徒について、学年の途中においても、外国の特別支援学校の高等部又は外国の高等学校（以下「外国の特別支援学校高等部等」という。）における履修を学校における履修とみなし、三十六単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。
- 3 校長は、教育上有益と認めるときは、当該校長の定めるところにより、生徒（知的障害者を除く。以下この項において同じ。）が行う学修（当該生徒が入学する前に行つたものを含む。）であつて、高等学校卒業程度認定試験規則（平成十七年文部科学省令第一号）の定めるところにより合格点を

得た試験科目（同令附則第二条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和二十六年文部省令第十三号）の定めるところにより合格点を得た受検科目を含む。）に係るものを、当該生徒の在学する高等部における科目の履修とみなし、当該科目の単位を与えることができる。

- 4 校長は、前各項の規定により単位の修得の認定を受けた者に対しては、請求に応じて、単位修得証明書又は成績証明書を交付するものとする。

（学年の課程の修了）

第十九条 児童生徒等が学校の定める教育計画に従って履修した成績が満足できると判定された場合は、校長は、学年末において、各学年の課程を修了したことを認定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、校長は、学年を超えて留学した高等部の生徒について、学年の途中においても、各学年の課程を修了したことを認定することができる。

（原級留置）

第二十条 校長は、各学年の課程の修了を認めることができないと判定した児童生徒等その他進級させることが教育上不適当であると認める児童生徒等については、原学年に留め置くことができる。

- 2 校長は、前項の処置を行つたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

（卒業の認定等）

第二十一条 校長は、小学部、中学部及び高等部（専攻科を除く。）の所定の教育課程を修了したと認められる児童及び生徒には、卒業を認定し、卒業証書（別記第一号様式）を授与しなければならない。

（修了の認定等）

第二十二条 校長は、幼稚部及び高等部専攻科の所定の教育課程を修了したと認められる幼児及び生徒には、修了を認定し、修了証書（別記第二号様式）を授与することができる。

（卒業等の認定時期）

第二十三条 卒業又は修了を認定する時期は、三月とする。ただし、第三学年において、第三十三条の二第二項の規定による許可を受けて留学した場合においては、学年の途中とすることができる。

第六章 児童生徒等

（募集等）

第二十四条 幼稚部又は高等部に入学する幼児又は生徒の募集及び入学者の選抜の方法等について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

（編入学）

第二十五条 高等部の第一学年の途中又は第二学年以上に入学することのできる者は、相当年齢に達し、校長が当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認めた者とする。

（入学の時期）

第二十六条 幼稚部又は高等部の入学許可の時期は、学年の始めとする。ただし、前条の規定により入学を許可されたときは、この限りでない。

（入学等の手続）

第二十七条 幼稚部又は高等部に入学を許可された幼児又は生徒の保護者は、入学の日から七日以内に、保証人と連署した誓約書（別記第三号様式）を校長に提出しなければならない。

- 2 前項の規定は、幼稚部の幼児又は高等部の生徒が転学を許可された場合に準用する。

（点字による手続）

第二十七条の二 前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定にかかわらず、視覚障害者は、同条第一項に規定する誓約書に代えて当該誓約書の様式に示された必要事項を点字により表記した文書により提出することができる。

（保護者及び保証人）

第二十八条 保護者は、児童生徒等に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、後見人又は後見人の職務を行う者）とする。ただし、成年に達した生徒に対しては、これに準ずるものとする。

第二十九条 保証人は、独立の生計を営む成年者で、学校に対して保護者とともに児童生徒等に関する一切の責任を負うことができる者の中から、保護者が選定したものでなければならない。

第三十条 校長は、保証人が適当でないとき、これを変更させることができる。

第三十一条 保護者は、本人、保証人又は児童生徒等が転居又は氏名変更をした場合には、速やかに校長に届け出なければならない。

第三十二条 保護者又は保証人が変更したときは、改めて誓約書を提出しなければならない。

(転学及び退学)

第三十三条 転学又は退学しようとする児童生徒等は、その事由を具し、保護者と連署して、校長に願ひ出なければならない。病気による退学の場合においては、医師の診断書を添えなければならない。

(留学)

第三十三条の二 外国の特別支援学校高等部等に留学しようとする高等部の生徒は、その事由及び期間、留学しようとする特別支援学校又は高等学校の名称その他校長が定める事項を具し、保護者と連署して、校長に願ひ出なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、前項の留学を許可することができる。

3 前項の許可を受けて留学した高等部の生徒は、留学が終了したときは、保護者と連署して、直ちにその旨を校長に届け出なければならない。

4 第二項の許可を受けて留学した高等部の生徒が、第十八条の二第二項に規定する単位の修得の認定を受けようとするときは、保護者と連署して、単位修得証明書等外国の特別支援学校高等部等における履修を証するに足る書類を添え、校長に願ひ出なければならない。

5 第二項の許可を受けて留学した高等部の生徒が、留学の期間を変更しようとするときは、その事由及び期間を具し、保護者と連署して、校長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。

6 校長は、留学の事由がなくなつたと認めたときは、当該生徒の留学を取り消すことができる。

(休学)

第三十四条 幼稚部の幼児又は高等部の生徒で、病気その他やむを得ない事由のため三月以上出席することができないものは、その事由及び期間を具し、保護者と連署して、医師の診断書等その事由を証するに足る書類を添え、校長に休学を願ひ出ることができる。

2 校長は、前項の事由を適当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、三月以上一年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(休学の取消し)

第三十五条 休学の許可を受けた後三月までにその事由がなくなつたときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人と連署して、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、校長に休学の取消しを願ひ出ることができる。

2 校長は、休学の事由がなくなつたと認めるときは、当該休学処分を取り消すことができる。

(復学)

第三十六条 休学中の幼児又は生徒が、その事由がなくなつたことにより復学しようとするときは、その事情及び期日を具し、保護者及び保証人と連署して、医師の診断書等その事情を証するに足る書類を添え、校長に願ひ出て、その許可を受けなければならない。ただし、休学の許可を受けた後三月までの間は、復学を願ひ出ることとはできない。

2 休学期間の満了後一月を経過して、復学又は退学の手続をしない幼児又は生徒については、校長は、退学を命ずることができる。

(忌引等の取扱い)

第三十七条 校長は、児童生徒等が次の各号に掲げる理由のため出席しなかつたときは、欠席の取扱いをしない。

一 忌引

二 学校保健安全法（昭和三十三年法律第五十六号）第十九条の規定による出席停止

三 暴風、こう水、火災その他の非常変災による事故

四 前各号に掲げるもののほか、校長が必要と認める場合

2 前項第一号に掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、次の各号に定める期間とする。ただし、葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

一 一親等の直系尊属（父母） 七日

二 二親等の直系尊属（祖父母） 三日

三 二親等の傍系者（兄弟姉妹） 三日

四 三親等の直系尊属（曾（そう）祖父母） 一日

五 三親等の傍系尊属（伯叔父母） 一日

- 3 第一項第二号から第四号までに掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、その都度必要と認められる日数とする。

（表彰）

第三十八条 校長は、学業、人物その他について優秀な児童生徒等を表彰することができる。

- 2 前項の規定による表彰の手續等については、校長が定める。

（懲戒処分）

第三十九条 小学部の児童及び中学部の生徒の懲戒処分は、訓告とする。

- 2 高等部の生徒の懲戒処分は、退学、停学及び訓告とする。

第四十条 懲戒処分の告知は、保護者立会いのうえ、校長が行うものとする。

- 2 停学は、三十日以内の期間、登校を停止するものとする。

- 3 この規則で定めるもののほか、懲戒処分の手續については、校長が定める。

（退学処分の報告）

第四十一条 校長は、生徒に懲戒による退学を命じたときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

第七章 職員の組織及び服務

（職員）

第四十二条 学校には、校長、教員、事務職員、学校栄養職員、技術職員及びその他の職員を置く。

（職）

第四十三条 前条に規定する職員の職及びその職務は、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
校長	校長	校務をつかさどり、所属職員を監督する。
教員	副校長	校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。
	教頭	校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童生徒等の教育をつかさどる。
	主幹教諭	校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童生徒等の教育をつかさどる。
	教諭	児童生徒等の教育をつかさどる。
	助教諭	教諭の職務を助ける。
	講師	教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。
	養護教諭	児童生徒等の養護をつかさどる。
	養護助教諭	養護教諭の職務を助ける。
	栄養教諭	児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。
	実習助手	実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
	寄宿舎指導員	寄宿舎における児童生徒等の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。
事務職員	事務長	上司の命を受け、事務を掌理する。
	主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
学校栄養職員	上席専門員 専門員 主任技師 技師	上司の命を受け、給食の栄養に関する専門的事項に従事する。
技術職員	主任運転技師	上司の命を受け、自動車その他の運転に従事する。
その他の職員	主任運転手 運転手	上司の命を受け、自動車その他の運転に従事する。
	主任学校技能員	上司の命を受け、学校環境の整備その他の用務に従事する。

	学校技能員	
	主任調理員 調理員	上司の命を受け、給食に関する労務及び作業に従事する。
	主任介助員 介助員	上司の命を受け、児童生徒等の介助業務に従事する。

(部主事)

第四十四条 学校には、各部に部主事を置くことがある。

- 2 部主事は、校長の監督を受け、部に関する校務をつかさどる。
- 3 部主事は、その部に属する主幹教諭又は教諭をもつて充てる。

(事務主幹等)

第四十五条 学校に事務主幹、副主幹、主査及び副主査を置くことがある。

- 2 事務主幹、副主幹、主査及び副主査は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。
- 3 事務主幹、副主幹、主査及び副主査は、事務職員をもつて充てる。

(非常勤講師)

第四十六条 前四条の規定にかかわらず、必要に応じ、非常勤講師を置き、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事させることができる。

(学校医等)

第四十七条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会が校長の意見を聴いて委嘱する。

(校務の分掌)

第四十八条 学校においては、調和のとれた学校運営が行われるためにふさわしい校務分掌の仕組みを整えるものとする。

- 2 校長は、法令及びこの規則の定めるところにより、所属職員に校務を分掌させる組織及び職員の分掌事項を定めなければならない。

(教務主任等)

第四十九条 学校に、教務主任、保健主事及び研究主任を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する教務主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは教務主任を、第四項に規定する保健主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは保健主事を、それぞれ置かないことができる。
- 3 教務主任は、校長の監督を受け、教育計画の立案その他の教務に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 保健主事は、校長の監督を受け、学校における保健に関する事項の管理に当たる。
- 5 研究主任は、校長の監督を受け、研究に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 6 教務主任、保健主事及び研究主任は、当該学校の教諭（保健主事にあつては、教諭又は養護教諭）の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(学年主任)

第四十九条の二 学校に、二以上の学級からなる学年ごとに学年主任を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する学年主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、学年主任を置かないことができる。
- 3 学年主任は、校長の監督を受け、当該学年の教育活動に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 学年主任の発令については、前条第六項の規定を準用する。

(生徒指導主事等)

第五十条 中学部及び高等部に、生徒指導主事及び進路指導主事を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する生徒指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは生徒指導主事を、第四項に規定する進路指導主事の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは進路指導主事を、それぞれ置かないことができる。
- 3 生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 進路指導主事は、校長の監督を受け、生徒の職業選択の指導その他の進路の指導に関する事項を

つかさどり、当該事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。

- 5 生徒指導主事及び進路指導主事の発令については、第四十九条第六項の規定を準用する。

(学科主任)

第五十一条 二以上の学科を置く学校には、専門教育を主とする学科ごとに学科主任を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する学科主任の担当する校務を整理する主幹教諭を置くときは、学科主任を置かないことができる。
- 3 学科主任は、校長の監督を受け、当該学科の教育活動に関する事項について、連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 学科主任の発令については、第四十九条第六項の規定を準用する。

(寮務主任等)

第五十二条 寄宿舎を設ける学校には、寮務主任及び舎監を置く。

- 2 前項の規定にかかわらず、次項に規定する寮務主任の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときその他特別の事情のあるときは寮務主任を、第四項に規定する舎監の担当する寮務を整理する主幹教諭を置くときは舎監を、それぞれ置かないことができる。
- 3 寮務主任は、校長の監督を受け、寮務に関する事項について連絡調整及び指導・助言に当たる。
- 4 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童生徒等の教育に当たる。
- 5 寮務主任及び舎監の発令については、第四十九条第六項の規定を準用する。

(その他の主任等)

第五十三条 学校には、第四十九条から前条までに規定する主任等のほか、必要に応じ、校務を分担する主任等を置くことができる。

- 2 前項の主任等は、当該学校の教員の中から校長が命じ、教育委員会に報告しなければならない。

(主任等の任期)

第五十四条 第四十九条から前条までに定める主任等の任期は、四月一日から翌年の三月三十一日までとし、再任を妨げない。

- 2 学年の途中に主任等を命ぜられた者の任期は、前任者の残任期間とする。

(司書教諭)

第五十四条の二 学校には、司書教諭を置く。

- 2 司書教諭は、校長の監督を受け、学校図書館に関する職務をつかさどる。
- 3 司書教諭の発令については第四十九条第六項の規定を、司書教諭の任期については前条の規定を準用する。

(職員会議)

第五十五条 学校には、校長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

- 2 職員会議は、校長が主宰する。
- 3 前各項に規定するもののほか、職員会議の組織運営について必要な事項は、校長が定める。

(職員の進退に関する意見具申等)

第五十六条 校長は、所属職員の任免その他の進退に関する意見を教育委員会に具申しなければならない。

- 2 校長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

- 一 死亡したとき。
- 二 公務上の災害を受けたと認められるとき。
- 三 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条第一号、第二号又は第四号に該当することとなったとき。
- 四 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条第一項第一号から第三号まで又は同条第二項各号のいずれかに該当すると認められるとき。
- 五 教育職員免許状の有効期間が満了前二月に達したとき。
- 六 休職期間が満了前二月に達したとき。
- 七 引き続き三十日以上にわたる療養休暇（結核性疾患によるものを除く。）を承認したとき。
- 八 療養休暇の期間が三十日を超えたとき。
- 九 結核性疾患による療養休暇の期間が職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年千葉県人

事委員会規則第二号) 第八条第二項に規定する期間の満了前一月に達したとき。

十 欠勤(職員が、教育委員会又はその委任を受けた者の命令、許可又は承認を受けないで、当該職員に割り振られた勤務時間内において勤務しない場合をいう。ただし、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成七年千葉県条例第一号) 第九条に規定する祝日法による休日及び年末年始の休日(同条例第十条第一項の規定により代休日が指定された場合にあっては、当該代休日)を除く。)したとき。

十一 前各号に掲げるもののほか、事故、非行その他服務上又は身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき。

(休暇)

第五十七条 職員の年次休暇、療養休暇、特別休暇、看護休暇、子育て部分休暇及び組合休暇は、次項に規定するものを除き、校長が与える。

2 職員の結核性疾患による療養休暇並びに校長の特別休暇(女性職員の出産によるものに限る。)、看護休暇、子育て部分休暇及び引き続き五日以上にわたるその他の休暇は、教育委員会が与える。

(休暇の承認)

第五十七条の二 職員の療養休暇、特別休暇(女性職員の出産によるものを除く。)、看護休暇、子育て部分休暇及び組合休暇の承認は、校長が行う。ただし、前条第二項に規定する休暇(女性職員の出産による特別休暇を除く。)の承認については、教育委員会が行う。

(教育職員の研修)

第五十八条 校長は、所属する教育職員(副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手及び寄宿舎指導員の職にある者(常勤の者に限る。))をいう。以下同じ。)について、その職責を遂行するために必要な研修を奨励するとともに研修計画を立て、その実施に努めなければならない。

2 所属する教育職員の勤務場所を離れて行う研修は、校長が承認する。

(職務専念義務の免除)

第五十八条の二 職員の職務専念義務の免除は、校長が承認する。ただし、職員の八日以上(校長にあっては、三日以上)の期間にわたるものは、教育委員会が承認する。

(出張命令)

第五十九条 職員の出張は、校長が命ずる。ただし、校長の宿泊を要する県外出張(第十一条第二項又は第十二条第二項に規定する宿泊を要する県外出張を除く。)にあっては、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。

(履歴書)

第六十条 校長は、職員(事務職員を除く。次条において同じ。)が新たに配置されたときは、速やかに履歴書を作成しなければならない。

2 校長は、前項の履歴書を常に整理し、及び保管しておかななければならない。

3 前二項の規定は、事務職員が新たに配置された場合について準用する。この場合において、前二項中「校長」とあるのは、「企画管理部教育総務課長」とする。

(出勤簿)

第六十一条 校長は、職員の出勤簿を作成しておかななければならない。

2 校長は、職員の出張、研修、職務専念義務の免除、休暇、週休日、代休日、育児休業、部分休業、大学院修学休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業及び欠勤については、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職及び停職の処分を受けた場合についても、同様とする。

(職員の服務)

第六十二条 職員の服務に関する事項については、この規則に定めるもののほか、教育委員会が別に定める。

第七章の二 学校評価

(学校評価)

第六十二条の二 次の各号に掲げる事項の実施については、教育委員会が別に定めるところによる。

一 学校教育法施行規則(昭和二十二年文部省令第十一号。以下「省令」という。) 第百三十五条において準用する省令第六十六条第一項の規定による評価及びその結果の公表

二 省令第百三十五条において準用する省令第六十七条の規定による評価及びその結果の公表

三 省令第百三十五条において準用する省令第六十八条の規定による報告

第八章 施設・設備の管理等

(管理)

第六十三条 校長は、学校の施設・設備を管理し、その整備に努めなければならない。

- 2 学校の施設・設備の管理については、この規則に定めるもののほか、千葉県教育財産管理規則（昭和四十五年千葉県教育委員会規則第十四号）の定めるところによる。

(防火及び警備)

第六十四条 校長は、毎年度初めに、学校の防火及び警備の計画を作成しなければならない。

- 2 防火及び警備の分担は、校長が定める。
- 3 防火訓練及び消防設備の点検は、定期的実施しなければならない。

(防火管理者等)

第六十五条 校長は、副校長又は教頭に消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第八条第一項又は第三十六条第一項において読み替えて準用する第八条第一項に規定する防火管理者又は防災管理者を命ずる。

(非常変災等の対策)

第六十六条 校長は、前二条に規定するもののほか、非常変災その他急迫の事態に備えて、児童生徒等の避難及び管理その他職員のとるべき処置等について計画を作成しなければならない。

- 2 学校の重要な文書、物品、教育記録に関するもの等については、非常持出品目録を作成し、搬出すべき文書物品等には、あらかじめ標識をつけておかなければならない。

(宿日直)

第六十七条 校長は、職員に、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、宿日直勤務（学校職員の宿日直手当の支給に関する規則（昭和三十三年千葉県教育委員会規則第十号）第二条に規定する勤務をいう。）を命ずることができる。

- 一 非常変災の場合
- 二 その他校長が必要と認める場合
- 2 宿日直勤務を行う職員は、特に教育委員会が承認した場合を除き、一人とする。

第九章 事務処理

(備付諸表簿)

第六十八条 学校において備え付けなければならない表簿は、省令第二十八条に規定するもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 学校沿革誌
- 二 卒業（修了）証書授与台帳
- 三 旧職員の履歴に関するもの
- 四 学校要覧
- 五 教育指導計画に関するもの
- 六 転学者、退学者、留学者及び休学者に関するもの
- 七 生徒の賞罰に関するもの
- 八 職員の進退及び給与に関するもの
- 九 職員の旅行命令及び復命に関するもの
- 十 職員会議録
- 十一 児童生徒等の出席の督促に関するもの
- 十二 その他法令等に規定するもの

(指導要録等)

第六十九条 児童生徒等の指導要録（写し及び抄本を含む。）及び出席簿の規格、様式及び取扱いは、教育委員会が別に定める基準によるものとする。

(定例報告)

第七十条 校長は、次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ当該下欄に掲げる期日までに、教育委員会に報告しなければならない。

事項	期日
一 毎月一日現在における児童生徒等の数、学級数及び職員数（事務職員を除く。）	その月の十日（四月及び十月にあつては、その月の五日）
二 卒業（修了）認定の状況	四月一日（第二十三条ただし書及び第七十三条の規定による卒業の認定については、当該認定後十日以内）
三 入学許可の状況	四月十日（第二十五条及び第七十三条の規定による入学の許可については、当該許可後十日以内）
四 職員及び児童生徒等の健康診断の状況	実施後二十日以内
五 各学期における職員（事務職員を除く。）の出張、休暇及び欠勤等の状況	第一学期分 八月二十五日 第二学期分 一月二十五日 第三学期分 四月二十五日
六 年間に実施した各教科の授業時数	三月三十一日

2 前項の報告書の様式は、教育委員会が別に定める。

（事故報告）

第七十一条 次に掲げる事故が発生した場合は、校長は、速やかに教育委員会にその事情を連絡し、なお、後日詳細に報告しなければならない。

- 一 児童生徒等のはなはだしい非行
- 二 児童生徒等の事故による傷害又は死亡
- 三 感染症その他の集団疾病
- 四 災害その他の突発事故

（事務処理）

第七十二条 学校における文書処理、公印の取扱いその他の事務処理については、この規則に定めるものを除くほか、教育委員会が別に定める。

第十章 雑則

（帰国子女等に係る入学時期等の特例）

第七十三条 校長は、高等部にあつては、帰国子女等について特別の必要があり、かつ、教育上支障がないときは、学年の途中においても、学期の区分に従い、入学（第二十五条に規定する入学を除く。）を許可し並びに各学年の課程の修了及び卒業を認めることができる。

（寄宿舎）

第七十四条 寄宿舎の管理運営に関する事項については、この規則に定めるものを除くほか、校長が定める。

（委任）

第七十五条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、県立学校管理規則（昭和三十三年千葉県教育委員会規則第一号）の規定によつて、教育委員会に対してされた手続及び教育委員会がした処分は、この規則の各相当規定に基づいてされたものとみなす。

3 この規則の施行の際、現にある職員に任命されている者及び現にある職に補せられている者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の規定による各相当の職員に任命され、及び各相当の職に補せられたものとする。

4 この規則の施行前に県立学校管理規則の規定に基づいて調製した用紙は、この規則の施行後においても、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

（司書教諭の設置の特例）

- 5 学校には、平成十五年三月三十一日までの間(学級の数が十一以下の学校にあつては、当分の間)、第五十四条の二第一項の規定にかかわらず、司書教諭を置かないことができる。
- 附 則 (昭和五十五年四月一日教育委員会規則第八号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十六年三月三十一日教育委員会規則第三号)
この規則は、昭和五十六年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十七年四月一日教育委員会規則第四号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和五十九年三月二日教育委員会規則第一号)
この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和五十九年十一月三十日教育委員会規則第九号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和六十年一月二十二日教育委員会規則第一号)
この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六十年四月一日教育委員会規則第十四号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和六十年十二月二十三日教育委員会規則第二十七号)
この規則は、昭和六十一年四月一日から施行する。
- 附 則 (昭和六十三年四月一日教育委員会規則第七号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (昭和六十三年十二月二日教育委員会規則第十三号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成元年三月十日教育委員会規則第五号)
この規則は、平成元年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成二年三月三十一日教育委員会規則第十号)
この規則は、平成二年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成四年四月一日教育委員会規則第九号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成四年六月二十六日教育委員会規則第十四号)
この規則は、平成四年九月一日から施行する。
- 附 則 (平成五年四月一日教育委員会規則第九号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成六年四月一日教育委員会規則第八号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成七年三月三十一日教育委員会規則第九号)
この規則は、平成七年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成七年四月一日教育委員会規則第十三号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成八年七月二十六日教育委員会規則第十四号)
この規則は、平成九年四月一日から施行する。
- 附 則 (平成九年四月一日教育委員会規則第五号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十年九月二十五日教育委員会規則第十号)
この規則は、公布の日から施行する。
- 附 則 (平成十一年四月一日教育委員会規則第十号)
(施行期日)
- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(適用)
- 2 改正後の県立盲学校、聾(ろう)学校及び養護学校管理規則第三十七条第二項の規定は、この規則の施行の日以降の日を期間の初日とする忌引のため欠席の取扱いをしない日数について適用し、

施行の日前の日を期間の初日とする忌引のため欠席の取扱いをしない日数については、なお従前の例による。

附 則（平成十一年六月二十五日教育委員会規則第十八号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年二月二十九日教育委員会規則第七号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十二年三月三十一日教育委員会規則第二十号）

この規則は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成十三年一月五日教育委員会規則第二号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成十三年三月三十日教育委員会規則第十二号）

この規則は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年一月八日教育委員会規則第五号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十四年三月一日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成十五年三月二十八日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則（平成十六年三月三十日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月一日教育委員会規則第一号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の県立盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校管理規則別表第二千葉県立千葉聾（ろう）学校の項の被服科は、改正後の県立盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校管理規則別表第二千葉県立千葉聾（ろう）学校の項の規定にかかわらず、平成十七年三月三十一日において当該被服科に在学している者が、当該被服科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成十七年三月二十九日教育委員会規則第十一号）

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十八年三月三十日教育委員会規則第十五号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正前の県立盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校管理規則別表第一千葉県立千葉盲学校の項の家政科は、改正後の県立盲学校、聾（ろう）学校及び養護学校管理規則別表第一千葉県立千葉盲学校の項の規定にかかわらず、平成十八年三月三十一日において当該家政科に在学している者が当該家政科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（平成十九年三月三十日教育委員会規則第十号）

この規則は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十年三月四日教育委員会規則第一号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十年三月三十一日教育委員会規則第三号）

この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年三月三十一日教育委員会規則第七号）

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十二年三月三十一日教育委員会規則第六号）

この規則は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則（平成二十三年三月三十一日教育委員会規則第十号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十三年三月三十一日において千葉県立館山聾（ろう）学校幼稚部に在学している者は、千葉県立安房特別支援学校幼稚部の各相当の学年に在学している者となる。

附 則（平成二十四年三月三十日教育委員会規則第六号）

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年三月三十一日教育委員会規則第八号）

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二十六年十月二十一日教育委員会規則第十三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十七年三月三十一日教育委員会規則第九号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

附 則（平成二十八年七月十二日教育委員会規則第十三号）

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。

附 則（平成二十九年四月二十八日教育委員会規則第六号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二十九日教育委員会規則第五号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十四年四月一日から施行する。ただし、第一条及び附則第三項の規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 第二条の規定による改正後の県立特別支援学校管理規則（以下「新規則」という。）の規定は、この規則の施行の日以後特別支援学校に入学した生徒（県立特別支援学校管理規則第二十五条の規定により入学した生徒であって同日前に入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）について適用する。

- 3 平成三十一年四月一日から平成三十四年三月三十一日までの間に特別支援学校に入学した生徒（県立特別支援学校管理規則第二十五条の規定により入学した生徒であって平成三十一年三月三十一日までに入学した生徒に係る教育課程により履修するものを除く。）に係る平成三十一年四月一日から新規則の規定が適用されるまでの間における改正前の県立特別支援学校管理規則第十八条（見出しを含む。）及び第十八条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「総合的な学習の時間」とあるのは、「総合的な探究の時間」とする。

附 則（令和三年三月三十一日教育委員会規則第七号）

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

附 則（令和四年三月三十一日教育委員会規則第七号）

この規則は、令和四年四月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三十一日教育委員会規則第七号）

この規則は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和五年十月三十一日教育委員会規則第十五号）

この規則は、令和五年十一月一日から施行する。

附 則（令和六年三月二十九日教育委員会規則第四号）

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

別表第一（第三条第一項）

名称	障害種別	部及び学科	
千葉県立千葉聾（ろう）学校	聴覚障害	幼稚部	
		小学部	
		中学部	
		高等部	普通科

			産業技術科
			理容科
千葉県立桜が丘特別支援学校	肢体不自由	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立仁戸名特別支援学校	病弱	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立袖ヶ浦特別支援学校	肢体不自由 病弱	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立千葉特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立八千代特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立習志野特別支援学校	知的障害	小学部	
千葉県立船橋特別支援学校	肢体不自由	小学部	
千葉県立船橋夏見特別支援学校	肢体不自由	中学部	
		高等部	普通科
千葉県立市川特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立特別支援学校市川大野高等学校	知的障害	高等部	園芸技術科
			工業技術科
			生活デザイン科
			流通サービス科
千葉県立松戸特別支援学校	肢体不自由	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立つくし特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立矢切特別支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立柏特別支援学校	知的障害 病弱	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立特別支援学校流山高等学校	知的障害	高等部	園芸技術科
			工業技術科
			生活技術科
			福祉・流通サービス科
千葉県立東葛の森特別支援学校	知的障害	高等部	普通科
千葉県立野田特別支援学校	知的障害	小学部	

	肢体不自由	中学部	
		高等部	普通科
千葉県立我孫子特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立湖北特別支援学校	知的障害	高等部	普通科 流通サービス科
千葉県立千葉盲学校	視覚障害	幼稚部	
		小学部	
		中学部	
		高等部	普通科 保健医療科 総合生活科
千葉県立四街道特別支援学校	病弱	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立印旛特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立富里特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立栄特別支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立香取特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立銚子特別支援学校	知的障害 肢体不自由	幼稚部	
		小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立八日市場特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立飯高特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立東金特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立大網白里特別支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立長生特別支援学校	知的障害 肢体不自由	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科

千葉県立夷隅特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立安房特別支援学校	知的障害 肢体不自由 病弱	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
	聴覚障害	幼稚部	
		小学部	
千葉県立君津特別支援学校	知的障害 病弱	中学部	
		小学部	
		高等部	普通科
千葉県立槇（まき）の実特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
千葉県立市原特別支援学校	知的障害	小学部	
		中学部	
		高等部	普通科
			園芸技術科
			流通サービス科

別表第二（第三条第二項）

名称	障害種別	専攻科の学科
千葉県立千葉聾（ろう）学校	聴覚障害	理容科
千葉県立千葉盲学校	視覚障害	理療科
		保健理療科

別 記

第一号様式

（第二十一条）

第二号様式

（第二十二条）

第三号様式

（第二十七条）